

整理番号 4-1

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)


経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	パソコンのウイルスバスター処理料		
年月日	令和2年4月1日	令和3年3月31日	金額 3,960 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<領収書貼付枠> (令和元年) (令和3年) 支払金額 11,880円 (契約期間 2019年1月1日 ~ 2021年12月31日の3年間) このうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの分を請求する。 請求金額の算定: $11,880円 \times \frac{3}{36} = 990$ $11,880円 \times \frac{12}{36} = 3,960円$	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,960 円	100 %	3,960 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

受領書 コンビニ払専用

払込人氏名 小長井 由雄様 ご注文番号：DM-201806 26133638-018940763
金額 11880 円 (内消費税等 880 円)
受取人 トレンドマイクロ株式会社
受領印  日付印
全額訂正された払込票およびバーコードのない払込票はコンビニエンスストアでは対応できません。 CVS取扱店 → お客様 代行会社-SMBCファイナンスサービス(株)



421-1403
 静岡県
 静岡市葵区日向305番地



小長井 由雄様



0024845# 06271 120001
 00024845



キャンペーン期限 2018年7月31日

発行年月日 2018年06月26日

お知らせ

ウイルスバスター ライセンス契約更新期限まで3ヵ月を切りました。
 契約更新期限前に契約更新しても、残りの期間は引き継がれます。行き違いにより、契約更新手続きを頂いているにも関わらず、本ハガキが届く事がございますがご容赦ください。

90B_VB_1_201807_A

大日本印刷株式会社 神谷ソリューションセンター
 (返送先) 郵便4部2課内 トレンドマイクロ株式会社 〒115-8001 東京都北区神谷3-8-1

※本住所は戻り郵便の返送先になります。ウイルスバスタークラブセンターへのお問い合わせ先は中面にてご確認ください。



トレンドマイクロ：お支払い手続き完了のご連絡

1件のメッセージ

onlineshop@trendmicro.co.jp <onlineshop@trendmicro.co.jp>

2018年7月18日 13:32

To: [REDACTED]

このメッセージは登録システムによって自動的に送信されたメールです。
本メールに対するメッセージの返信は受け付けておりませんので、あらかじめ
ご了承ください。

この度は、トレンドマイクロ製品、サービスをご利用いただき、
誠にありがとうございます。

--*-*-*-*-*-*-*-*<もくじ>-*-*-*-*-*-*-*-*-*-*

■ ご注文内容

■ ウイルスバスター シリアル情報

-

下記のとおり、お支払い手続きを完了いたしました。

■ ご注文内容

- ・ 注文番号：DM-20180626133638-018940763
- ・ ご入金確認日：2018年7月18日
- ・ お支払い方法：振込用紙

- ・ キャンペーン情報：2018年07月投函分90日前ハガキ用キャンペーン ※価格はキャンペーン適用後の価格です。
- ・ 製品名：ウイルスバスターライセンス契約3年更新
- ・ 価格：\11,880 1個 \11,880

合計 \11,880

※価格は全て消費税込みになります。

契約期間のご更新ありがとうございます。

■ ウイルスバスター シリアル情報

- ・ 製品名：ウイルスバスターライセンス契約3年更新
- ・ シリアル番号：[REDACTED]
- ・ 更新後契約期間：2021年12月 末日

※更新後の契約期間が製品画面に反映されない場合は、下記URLをご覧ください。

http://tmqa.jp/payment_vb

※あんしん自動更新をお申し込みの方は、詳しくは下記URLをご覧ください。

<http://www.go-tm.jp/vb/autorenew>

■ 無料バージョンアップのお知らせ

古いウイルスバスターをご使用中のお客さまは、最新のウイルスバスターへ
無料でバージョンアップすることができます。

最新バージョンでは、個人情報保護を強化し『さらに安心』、

またパソコン操作もサクサク進み『さらに軽快』な使い心地となっておりますので、
是非ご利用ください。

整理番号 4-2

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャージ 支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ・ドメイン・レンタルサーバー費用		
年月日	令和 平成 2年4月1日 ~ 令和 平成 2年10月26日	金額	4,903 3,501 円

目的	政務活動報告用のホームページ関連サーバー・ドメイン料
使途	サーバー・ドメイン使用料
政務活動・ 県政との 関連性	県議会での活動状況等の情報発信及び県政に関する情報を県民に報告す。

《領収書貼付枠》

ホームページ関連ドメイン・レンタルサーバー料
 支払額 8,404円 (8,294円 + 110円手数料)
 契約期間: 2019.10.27 ~ 2020.10.26

(令和元年10月27日 ~ 令和2年10月26日)

令和2年4月1日 ~ 10月26日の期間 7ヶ月分

8,404円 × 7/12月 = 4,903円

※ 令和元年10月27日 ~ 令和2年3月31日の期間
5ヶ月分 3,501円

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	10-67	
01 10 02			
銀行番号	店番号	科目	口座番号
0149	0116	10	0327*** IC
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0128	お引出し	¥8,294	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残	高

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥1100936	00014	

お振込先
 シス'オカ
 クサナキ
 普通 0300659
 ヒ'イト イ'カ'ミ'ナ'オ' 様
 コナカ'イ' ヨ'シ'オ' 様
 TEL054-291-2019

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,903 円	100 %	4,903 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご 請 求 書

小長井 由雄 様

マーケットデザインワーク ビイト
代表 池上 直子

下記のとおり、ご請求申し上げます。

合計金額 ¥8,294



内容 【ドメイン・レンタルサーバー】費用

単位：円

品名・仕様	今月分	数量	単価	金額	備考
ドメイン (1年契約)		1	¥1,680	¥1,680	} 2019.10.27~2020.10.26
レンタルサーバー (1年契約)		12	¥500	¥6,000	
消費税8%		1	¥614	¥614	
繰越金額		¥0		今月分合計	¥8,294

お手数ですが下記銀行までお振り込みください。
振込手数料はお客様ご負担でお願い致します。

【取引先銀行】
静岡銀行 草薙支店 普通0300659 ビイト 池上直子

税込合計金額 ¥8,294

いつも変わらぬご愛顧を頂き有難うございます。

整理番号 4-3

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

780 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費				
内容	コピー機リース代				
年月日	令和 平成 2年4月1日	令和 平成 2年10月3日	金額	4,917 円	

目的	政務活動に使用するコピー機のリース
使途	コピー機のリース代
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

令和元年 令和2年
 リース期間：2019年10月4日～2020年10月3日
 リース代総額：19,668円(支払日2019年11月5日)
 令和2年度の政務活動充当額：(総額19,668円×6/12月=9,834円) × 1/2 = 4,917円

年・月・日	記号	お支払い金額	お預かり金額
1 1-11-05	BF	*19,668	シャープファイナンス
2 1-11-09			
3 1-11-11			
4 1-11-11			
5 1-11-11			
6 1-11-13			
7 1-11-15			
8 1-11-21			
9 1-11-21			
10 1-11-21			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	9,834 円	1/2	4,917 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

静岡県静岡市葵区日向305

ふじのくに県民クラブ葵区事務所 御中

<お問合せ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス(株)
資産営業部 リース管理担当
TEL 06-4964-6225 FAX 06-4964-6226
[営業時間 9時~17時(土、日、祝日を除く)]
[お問合せ番号]

リース期間満了のお知らせ

平素は格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ご利用中の下記リース契約が、まもなく満了となりますので、ご案内申し上げますとともに、満了後のお取扱いにつきまして、下記の【リース満了後のお取扱方法】をご確認いただき、必要な場合のみ同封の「回答書」にて 19年 8月 18日までにファクシミリ又は郵送にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、リース期間満了の一ヶ月前までにご連絡がない場合は、リース契約約款に基づき下記1.の「再リース条件」で自動的に更新(再リース)となります。

[現在のご契約内容]

Table with contract details including contact numbers, lease end date (19年10月3日), and item details (デジタルカメラ AR181G).

【リース満了後のお取扱方法】

1. 再リース (契約更新)

※現在のご契約内容に変更がなく、全部を再リースされる場合は、「回答書」をご返送いただく必要はありません。

Table showing renewal terms: 再リース期間 (19年10月4日より1年間), 再リース料 (年額) 17,880円, お支払日 19年11月3日, お支払方法 口座振替 (一括払い), 合計 19,668円.

【再リース条件】 別途、保守・メンテナンスをご契約の場合は、該当業者様とご相談ください。再リースにあたっては、裏面の再リース特約が適用されますので、必ずご確認ください。お引落しについて事前のお知らせ等は発送いたしませんのでご了承ください。

※再リースされる場合に住所、物件設置先の変更や組織変更(法人成り)等ご契約内容に変更がある場合のみ回答書下段の「再リース用変更事項通知欄」をご記入、ご返送ください。

2. 再リースをせずに契約を終了する場合(全部・一部)は、弊社指定場所へリース物件を返還いただくことになり「回答書」のご返送が必要です。

なお、物件返還費用は、リース契約条項により、お客様のご負担となります。

※ご返送いただいた「回答書」に沿って、リース物件の返還にあたっては、あらかじめ弊社より専門収集業者をご案内いたします。

【ご確認ください】

*ソフトウェアのリースをご利用のお客様へ
物件の使用を終了される場合、ソフトウェアおよび記録されているデータ(電子的情報)については、お客様ご自身の責任と費用負担でソフトウェアおよびデータを消去してください。万一、消去もれ等によりデータが漏洩するような事態が発生しても弊社は一切責任を負うことは出来ません。

整理番号 4-4

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井 由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	日本教育新聞代 (4~6月分)		
年月日	令和2年4月8日~令和	年月日	金額 8,250 円

目的	情報収集のため
使途	教育専門の新聞により、専門的情報の収集を図る
政務活動・ 県政との 関連性	教育に関する県への施策の提言

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

CVS 収用収入印紙貼付欄 (各額様式)

口座番号	001508	千	百	十	万	千	百	十	円
加入者名	日本教育新聞社								
金額	82500								
振込先	支店								
ご依頼人	小長井 由雄								
料	527963								
金	円								
備考	20,408								

この受領証は、大切に保管してください。

(ゆうちょ銀行)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	8,250 円	100 %	8,250 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請 求 書

2020年 4月 3日

小長井 由雄

様



株式会社 **日本教育新聞社**

代表取締役 **三林 幹長**

東京都港区白旗 3-2-10

電話 03 (3) 285-0008



「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。

※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。

《お支払い先》

- ・振替払込 00150 - 8 - 196500
- ・銀行振込 みずほ銀行虎ノ門支店
普通預金 2835213
- ・口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	8,250 円	読者コード	XXXXXXXXXX	請求書番号	0004311769
-------	---------	-------	------------	-------	------------

(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				円	
今回入金額				円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	3ヶ月分	8,250 円	2020/04-2020/06
合計請求額	日本教育新聞	1部	3ヶ月分	8,250 円	2020/04-2020/06

整理番号	4-5
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍の購入		
年月日	令和2年4月15日~令和	年月日	金額 1,980 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集、政務調査に必要な知識習得のための書籍購入
使途	書籍購入費 (内訳別紙のとおり)
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢の情報収集や政務調査を進める上で必要な知識習得を行い、 議会での質問、施策検討の参考にする。

《領収書貼付枠》

日本の電力改革、再エネ主力化をとう実現する (1,980円)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,980 円	/	1,980 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



注文番号503-0655159-8839043の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2020年4月17日
注文日: 2020年4月13日
Amazon.co.jp 注文番号: 503-0655159-8839043
ご請求額: ¥ 1,980

様

2020年4月15日に発送済み

注文商品

1点 日本の電力改革・再エネ主力化をどう実現する RE100とパリ協定対応で2020年代を生き抜く
(NextPublishing), 山家 公雄
販売: アマゾンジャパン合同会社

価格
¥
1,980

コンディション: 新品

お届け先住所:
小長井 由雄
421-1403
静岡県 静岡市葵区日向
305番地

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

[Redacted]

請求先住所:
小長井 由雄
421-1403
静岡県 静岡市葵区日向
305番地

商品の小計: ¥ 1,980
配送料・手数料: ¥ 0
注文合計: ¥ 1,980
ご請求額: ¥ 1,980

クレジットカードへの請求

[Redacted] 2020年4月15日: ¥ 1,980

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

支払者: 小長井由雄

整理番号 4-6

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告書郵送料		
年月日	平成2年4月16日~平成 年 月 日	金額	21,122 円

目的	郵送料として
使途	作成した県政報告書を郵送するため。
政務活動・ 県政との 関連性	県政報告を採ることにより、多くの意見を聴取する。 それにより再度、県施策へ反映させるため。

《領収書貼付枠》

領収書

小長井由雄様

<p>[別納引受] ゆうメール特別 1.0cm未満 @27</p> <p>小計</p>	<p>19.0g 343通</p> <p>区内 ¥9,261</p>	<p>19.0g 409通</p> <p>県内 ¥11,861</p>
<p>小計 ¥11,861</p>		

郵便物引受合計通数 752通
課税計(10%) ¥21,122
内消費税等 ¥1,920
非課税計 ¥0

合計 ¥21,122
お預り金額 ¥21,122

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2020年4月16日 9:57
担当：[REDACTED] 端N17箱01
発行局 No. 20041040311
運送先：日同郵便局
TEL: 054-291-2001

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	21,122 円	/	21,122 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-7

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO 法人「森は海の恋人」年会費		
年月日	令和 2年 4月20日~令和 年 月 日	金額	10,152 円

会の趣旨・目的	森・川・海の流域全体を一つの共同体としてとらえ、森づくり・環境教育・自然環境保全に関する3つの事業を国内外の団体と協力しながら行い、人と自然が調和した豊かな社会の構築に寄与する。
会の活動内容等	森づくりに関する事業 自然環境の保全に関する事業 環境教育に関する事業
政務活動・県政との関連性	他県での活動状況を調査して、本県での施策の参考とする。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-04-2023357	A93150010	
取扱店	シス・オカケンショウナイ	
払込口座	02200-7	108553
払込金額	*10,000	料金額 *152

振替受付票
私込みの証拠となるものに保存し、大切に保管してください。消費税率等は含まれません。(ゆうちょ銀行)

入金額 *10,200
おつり *48

4月からATMの電信振替料金は、1件のご利用につき100円です。

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (NPO 法人の定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,152 円	100 %	10,152 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和2年4月10日

小長井 由雄 様

NPO法人森は海の恋人
事務局

年会費納付用振込用紙等の送付について

拝啓

陽春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度はお忙しいところお電話でご連絡を頂戴いたしましてありがとうございますございました。

頂戴しましたご連絡に基づき、当法人の会員名簿に仮登録指せていただきましたのでご連絡申し上げます。また会報等の資料を同封させていただきますので笑覧ください。

お電話にてご案内させていただきました年会費については、郵便局から同封のお振込み用紙で会費（賛助会員 3000 円、正会員 10,000 円）をご入金頂けます。当方で確認が取れ次第、入会通知を発行させていただきます。お手すきの際にお振込み手続きのほどお願い申し上げます。

不明な点などあればお手数ですが事務局（0226-31-2751）までご連絡くださいませ。

末筆になりましたが、事務局員一同、小長井様の益々のご健勝を心より祈念申し上げます。

敬具

特定非営利活動法人 森は海の恋人 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 森は海の恋人という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県気仙沼市唐桑町西舞根133番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三陸牡蠣養殖の主要地である気仙沼湾とそこに注ぐ二級河川である大川を舞台とし、「森は海の恋人」の理念のもとに、森・川・海の流域全体を一つの共同体としてとらえ、豊饒な海の恵みを将来に渡って多くの人々が享受できるように、森づくり・環境教育・自然環境保全に関する三つの事業を国内外の団体と協力しながら行い、人と自然が調和した豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 森づくりに関する事業
 - ② 自然環境の保全に関する事業
 - ③ 環境教育に関する事業
 - ④ 国内外の団体との交流を促進する事業
 - ⑤ 前述の各事業に関する情報を提供する事業
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体のうち、法人の運営及び事業に参加するもの。総会における議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この法人を支援する目的で入会した個人及び団体。総会における議決権を有しない。
- (3) その他の会員

2 前項第3号に定める会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

第7条 この法人に会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。



(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、(理事長があらかじめ指名した順序によって、)その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 事務局の組織等に関する事項
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、副理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て決定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	島山重篤
副理事長	島山信
理事	安田喜憲
理事	田中克
理事	吉川嘉彦
理事	大村隆男
監事	鈴木健一
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 22 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員「年会費」
 - ・ 個人 10,000 円
 - ・ 団体 50,000 円
 - (2) 賛助会員「年会費」
 - ・ 個人 3,000 円
 - ・ 団体 30,000 円

整理番号 4-8

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍の購入		
年月日	令和2年4月2日~令和 年 月 日	金額	2,387 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集、政務調査に必要な知識習得のための書籍購入
使途	書籍購入費 (内訳別紙のとおり)
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢の情報収集や政務調査を進める上で必要な知識習得を行い、 議会での質問、施策検討の参考にする。
<<領収書貼付枠>> ・21世紀の歴史	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,387 円	100 %	2,387 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



注文番号503-5728807-5482226の領収書

このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2020年4月26日

注文日: 2020年4月21日

Amazon.co.jp 注文番号: 503-5728807-5482226

ご請求額: ¥ 2,387

様

2020年4月21日に発送済み

注文商品

1点 21世紀の歴史——未来の人類から見た世界, ジャック・アタリ
販売: A.K. SHOP 名古屋店 (出品者のプロフィール)

価格

¥

2,130

コンディション: 中古品 - 良い

【365日毎日発送】帯ありです。カバーは裏面に小さな汚れと帯に小さな折れがあります。中身は非常にきれいな状態で折れや書き込みもなく良好です。簡易クリーニング済の状態でお届けします。在庫管理していますので、品切れはありません。注文日(土日を含む)の翌日にご発送できます。※商品説明文と実際のコンディションが違っている場合は、返金対応させていただきますのでご安心下さい。le21

お届け先住所:

小長井 由雄
421-1403
静岡県 静岡市葵区日向
305番地

配送方法:

通常配送

支払い情報

支払い方法:

請求先住所:

小長井 由雄
421-1403
静岡県 静岡市葵区日向
305番地

商品の小計: ¥ 2,130
配送料・手数料: ¥ 257

注文合計: ¥ 2,387

ご請求額: ¥ 2,387

クレジットカードへの請求

2020年4月21日: ¥ 2,387

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

支払者: 小長井由雄

整理番号 4-9

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍の購入		
年月日	令和2年4月25日~令和 年 月 日	金額	398 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集、政務調査に必要な知識習得のための書籍購入
使途	書籍購入費 (内訳別紙のとおり)
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢の情報収集や政務調査を進める上で必要な知識習得を行い、 議会での質問、施策検討の参考にする。

《領収書貼付枠》

水の未来

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	398 円	100 %	398 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



注文番号503-2871187-4475011の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2020年4月26日

注文日: 2020年4月25日

Amazon.co.jp 注文番号: 503-2871187-4475011

ご請求額: ¥ 398

様

2020年4月25日に発送済み

注文商品

1点 水の未来——グローバルリスクと日本 (岩波新書), 沖 大幹
販売: 【送料無料】のにな書林 (出品者のプロフィール)

価格

¥
398

コンディション: 中古品 - 良い

中古商品ですが、大きなダメージは見られません。原則として日本郵便のゆうメール(郵便受け投函、追跡番号なし)でのお届けになりますが、状況により別の配送方法になることもあります。

お届け先住所:

小長井 由雄
421-1403
静岡県 静岡市葵区日向
305番地

配送方法:

通常配送

支払い情報

支払い方法:

[Redacted]

商品の小計: ¥ 398
配送料・手数料: ¥ 0

請求先住所:

小長井 由雄
421-1403
静岡県 静岡市葵区日向
305番地

注文合計: ¥ 398

ご請求額: ¥ 398

クレジットカードへの請求

[Redacted]

: 2020年4月25日: ¥ 398

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

支払者: 小長井由雄

整理番号 4-10

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入 (文具用品名 インカートリッジ)		
年月日	令和2年4月25日~令和	年月日	金額 1,399 699 円

目的	政務活動事務を行うための文房具等購入
使途	資料のプリントアウトのため
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	1,399 円	1/2	699 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



注文番号503-1775223-6996669の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2020年4月26日
注文日: 2020年4月24日
Amazon.co.jp 注文番号: 503-1775223-6996669
ご請求額: ¥ 1,399

様

2020年4月25日に発送済み

注文商品	価格
1点 キヤノン Canon インクカートリッジ350 canonインク350 互換インク キヤノンインクカートリッジ BCI-350XL ブラック	¥ 1,399
販売: dreamparty【保証制度あり】(出品者のプロフィール)	
コンディション: 新品	

お届け先住所:
小長井 由雄
421-1403
静岡県 静岡市葵区日向
305番地

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:



商品の小計: ¥ 1,399
配送料・手数料: ¥ 0

請求先住所:
小長井 由雄
421-1403
静岡県 静岡市葵区日向
305番地

注文合計: ¥ 1,399
ご請求額: ¥ 1,399

クレジットカードへの請求



: 2020年4月25日: ¥ 1,399

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

支払者: 小長井由雄

整理番号 4-11

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井 由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告書郵送料(3/4/通)		
年月日	令和2年4月27日~令和	年月日	金額 278,035 円

目的	郵送料として
使途	作成した県政報告書を郵送するため
政務活動・ 県政との 関連性	県政報告することにより、多くの意見を聴取する それにより、再度、県政へ反映させる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細

静岡銀行

ご利用ありがとうございます。内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	067
02.04.27	銀行番号 店番号 科目 口座番号	
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0128	お引出し	¥277,705
お取扱数	おつり	残高
	残高	***
キャッシング	手数料	時刻
	¥33009450026	***

お支払先明細 株式会社
 シスオカ
 マフチ
 普通 0639550
 カ)トラミカン。ニー 様
 コナガイヨシオ 様
 TEL054-291-2019

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	278,035 円	100 %	278,035 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご請求書

発行日:2020年4月6日

〒421-1403
静岡県静岡市葵区日向305番地



〒422-8044
静岡県静岡市駿河区西脇11番1
TEL/054(285)5665 FAX/054(333)5173

小長井 よしお 様

下記の通りご請求申し上げます。

前回ご請求金額	ご入金金額	繰越金額	今回お買上額	消費税等
			¥252,459	¥25,246



今回ご請求金額
¥277,705

日付	商 品 名	数量	単 価	金 額	備 考
4/1	県議会報告(発送)	3141		¥252,459	
	合計			¥252,459	

※4月30日までに下記口座へお振込みをお願い致します

伝票番号	担当者名	静岡銀行 馬淵支店 普通 0639550 カ)ドラミカンパニー
		みずほ銀行 静岡支店 普通 2261020 カ)ドラミカンパニー

整理番号 4-12

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャージ 支出証拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	プリンターインク		
年月日	平成2年4月27日~平成 年 月 日	金額	696 円 1,392

目的	資料のプリントアウト用
使途	県政資料をプリントアウトするため
政務活動・ 県政との 関連性	資料を県政に反映させるため

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	1,392 円	1/2 %	696 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



注文番号503-5693804-9294244の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2020年4月27日
注文日: 2020年4月26日
Amazon.co.jp 注文番号: 503-5693804-9294244
ご請求額: ¥ 1,392

様

2020年4月27日に発送済み

注文商品

1点 Canon BCI-351XLY (3本) 【イエロー/大容量/3本セット】Hyper互換インクカートリッジ【nasia+製】
(最新型Cチップ残量)
販売: nasia+ (出品者のプロフィール)

価格
¥
1,480

コンディション: 新品

・Amazon配送センターよりAmazonが配送いたします。365日24時間年中無休の即日配送に対応いたします。・お問い合わせはAmazonカスタマーセンターにて対応いたします。

お届け先住所:

小長井 由雄
421-1403
静岡県 静岡市葵区日向
305番地

配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

請求先住所:

小長井 由雄
421-1403
静岡県 静岡市葵区日向
305番地

商品の小計: ¥ 1,480
配送料・手数料: ¥ 0
注文合計: ¥ 1,480
割引: -¥ 88
ご請求額: ¥ 1,392

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

支払者: 小長井由雄

整理番号	4-13
------	------

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍の購入		
年月日	令和2年4月27日~令和	年月日	金額 3/3 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集、政務調査に必要な知識習得のための書籍購入
使途	書籍購入費 (内訳別紙のとおり)
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢の情報収集や政務調査を進める上で必要な知識習得を行い、 議会での質問、施策検討の参考にする。

《領収書貼付枠》

東大教授

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3/3 円	100 %	3/3 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

amazon.co.jp

注文番号503-3739094-7114248の領収書
このページを印刷してご利用ください。発行日: 2020年4月27日
注文日: 2020年4月25日
Amazon.co.jp 注文番号: 503-3739094-7114248
ご請求額: ¥ 313

様

2020年4月27日に発送済み

注文商品

1点 東大教授(新潮新書), 大幹, 沖
販売: 株)ブックセンターいとう流通センター (出品者のプロフィール)価格
¥
330コンディション: 中古品 - 良い
カバーや本体に軽度の日焼け、シミ、破れ、折れ痕等のダメージがある場合がございます。帯、チラシ等の封入物は原則として付属しておりません。他サイト等でも販売しているため、時間差で在庫切れになった場合はキャンセルとさせていただきます。3232120お届け先住所:
小長井 由雄
421-1403
静岡県 静岡市葵区日向
305番地配送方法:
通常配送

支払い情報

支払い方法:

請求先住所:
小長井 由雄
421-1403
静岡県 静岡市葵区日向
305番地商品の小計: ¥ 330
配送料・手数料: ¥ 0
注文合計: ¥ 330
割引: -¥ 17
ご請求額: ¥ 313

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

支払者: 小長井由雄

整理番号 4-14

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・小長井由雄)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	658.0	18 27 円 × 658.0 km / km	11,844

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

11,844

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名小長井由雄

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	11,844 円	100 %	11,844 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	4-15
------	------

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞代		
年月日	令和2年4月27日	~令和 年 月 日	金額 6,283 円

目的	政務活動上の情報収集に必要な新聞の購入
使途	(4月分) 静岡・中日新聞
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する情報を収集し、県議会活動や県施策提案等に活かす。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	6,283 円	100 %	6,283 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



〒421-1403 <金融機関口座振替済>
 静岡市葵区
 日向 305

領収証

(27-08) 【お客様照会番号】

20年 4月分

小長井 由雄 様

ご購入ありがとうございます。

購読紙	数	金額
静岡新聞	1	3,300
合計		¥3,300

取次店 牧ヶ谷店

20年 4月 27日

文字訂正印、領収印無きは無効

軽減税率(消費税8%)対象 *商品は対象外(10%)

ご愛読ありがとうございます

上記新聞代金正に領収致しました

株式会社 静岡新聞社
 本店/静岡市葵区七間町8番地の20
 ☎420-0035 TEL (054)255-2231(代)
 ☎ 0120-40-2083



〒421-1403 <金融機関口座振替済>
 静岡市葵区
 日向 305

領収証

(27-08) 【お客様照会番号】

20年 4月分

小長井 由雄 様

ご購入ありがとうございます。

購読紙	数	金額
中日新聞 朝刊	1	2,983
合計		¥2,983

取次店 牧ヶ谷店

20年 4月 27日

文字訂正印、領収印無きは無効

軽減税率(消費税8%)対象 *商品は対象外(10%)

ご愛読ありがとうございます

上記新聞代金正に領収致しました

株式会社 静岡新聞社
 本店/静岡市葵区七間町8番地の20
 ☎420-0035 TEL (054)255-2231(代)
 ☎ 0120-40-2083

整理番号 4-16

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料 (3 月分)		
年月日	令和 2 年 4 月 28 日 ~ 令和 年 月 日	金額	3,406 3,407 円

目的	政務活動に使用するインターネットの接続料
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額
1 2-04-24	BA		
2 2-04-27	BF		
3 2-04-27	BF		
4 2-04-27	BF		
5 2-04-27	BF		
6 2-04-27	BA		
7 2-04-28	BF	*10,553	日専連静岡
8 2-04-28	AA		
9 2-04-30	FF		
10 2-04-30	FF		
11 2-04-30	FF		
12 2-04-30	BF		

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,813 6,814 円	1 / 2 50 %	3,406 3,407 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

421-1403
静岡市葵区日向305

ご利用明細書(兼ご請求書)

日専連JCBカード
作成日 2020年 4月 7日

小長井 由雄 様



00 14AC1111002609#
1002609(001/001)

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「ご利用明細書(兼ご請求書)」をお送りいたします。お手もとの、お客様控等とご照合ください。金額を下記の通りご請求させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。ご入金締切は上記の作成日となっております。行き違いにお支払済みの場合、ご了承ください。



株式会社 日専連 静岡
静岡市 葵区 呉服町 2-7-26

登録番号 静岡県知事(3)第02409号

お問合せ対応窓口 TEL 054-252-7188

☆☆☆☆☆☆「ポイント2倍まつり」開催中!!☆☆☆☆☆☆
3月・4月・5月の10日~20日のショッピングご利用分が対象となります。ぜひ対象期間中も日専連カードをご利用ください!!

ご契約年月日	1997年 3月27日
お問合せ番号	[REDACTED]
お支払い日	2020年 4月 28日
当月ご請求金額 (分割支払金・弁済金)	10,553円

お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までにお願いたします。

お支払い口座	金融機関名	[REDACTED]
	支店名	[REDACTED]
	預金種目・口座番号	[REDACTED]
	口座名義	コナカ`イ ヨシオ

ご利用可能枠 (内キャッシング)	[REDACTED]
---------------------	------------

「ご利用可能枠」は当カードのご利用代金合計額の上限です。

年月	金額(円)	年月	金額(円)
20 5	0	20 9	0
20 6	0	20 10	0
20 7	0	20 11	0
20 8	0	合計	0

	今月分(円)	未請求分(円)
元金	0	0
利息	0	0
合計	0	0
翌月お支払い予定金額	0	

最終返済年月	****年 **月
残回数	**回
次回返済期日	****年 **月 **日

●融資の早期返済による利息返済の計算方法は、残債方式となります。

ご利用年月日	ご利用店名	お支払方法 (支払回数)	返済 シ ン ク レ ット	ご利用額(円)	手数料(円)	当月ご請求額※ (円)	未請求額(円)
	※※※新規ご利用分※※※						
20:229							
20:229	So-net	1回払	0	165	0	165	
20:229	So-net	1回払	0	1320	0	1320	
20:229	ヤフージャパン	1回払	0	508	0	508	
20:229	YAMADA Air Mobile	1回払	0	4820	0	4820	
	(印計)			6813			

当該頁及びご利用明細の頁で、※付の項目は、ショッピング：分割払いの場合には「分割支払金」、ショッピング：リボルビング払いの場合には「弁済金」に読み替えるものとします。また、「ご利用額」については「現金価格」に読み替えるものとします。

「支払停止の拒弁に関する事項」
翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いを止めることができる場合があります。

ポイントシールを点線に沿って切り取り、引換用台紙のシール貼付箇所に貼り、日専連窓口にご持参ください。

ポイントシール
20年 3月
*****1
有効期限 21年

整理番号 4-17

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読		
年月日	令和2年4月28日	～令和 年 月 日	金額 3,497 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	(4月分) しんぶん赤旗
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢の情報を収集し、議会での質問や県施策検討の参考にする。

《領収書貼付枠》

小長井 由雄 様

新聞・雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」	部数 1	金額 3,497
----------------------	---------	-------------

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,497 円

2020 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「しんぶん赤旗」静岡出張所
静岡市新富町2丁目14-1
電話 054-253-0547

領収日

4/28

扱者

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,497 円	/	
		100 %	3,497 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-18

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 小長井由雄)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	職員給与		
年月日	令和2年4月1日～令和2年4月30日	金額	38,500円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	(4月分) 給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

給与支払明細書

令和2年4月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 38,500	円 0	円 38,500	円 0	円 0	円 0	円 38,500

受領印

受領日

4月30日


按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	38,500円	/	38,500円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

4月分	氏名	██████████
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	水	5	5	政務調査書類作成・事務処理、事務連絡
2	木	5	5	政務調査書類作成・事務処理、事務連絡
3	金	5	5	政務調査書類作成・事務処理、事務連絡
4	土			
5	日			
6	月	5	5	政務調査書類作成・事務処理、事務連絡
7	火			
8	水			
9	木			
10	金			
11	土			
12	日			
13	月			
14	火			
15	水	5	5	政務調査書類作成・事務処理、事務連絡
16	木			
17	金			
18	土			
19	日			
20	月			
21	火			
22	水	5	5	政務調査書類作成・事務処理、事務連絡
23	木			
24	金			
25	土			
26	日			
27	月			
28	火			
29	水	5	5	政務調査書類作成・事務処理、事務連絡
30	木			
計	(A)	35	35	

上記の通り雇用したことを証明する。 令和2年4月30日 ふじのくに県民クラブ 小長井由雄 

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。
 ①(B)[35 時間 分]×単価[1,100 円] = 38,500円
 ②総支給額[円]×(B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。